

## 相続の放棄の方式 宅建 H14-12-1 ≪#527≫

【問】 正誤をつけよ。

相続の放棄をする場合、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 相続の放棄の方式

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。（民法 938 条）

≪補講≫ 相続の放棄の効力

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。（民法 939 条）